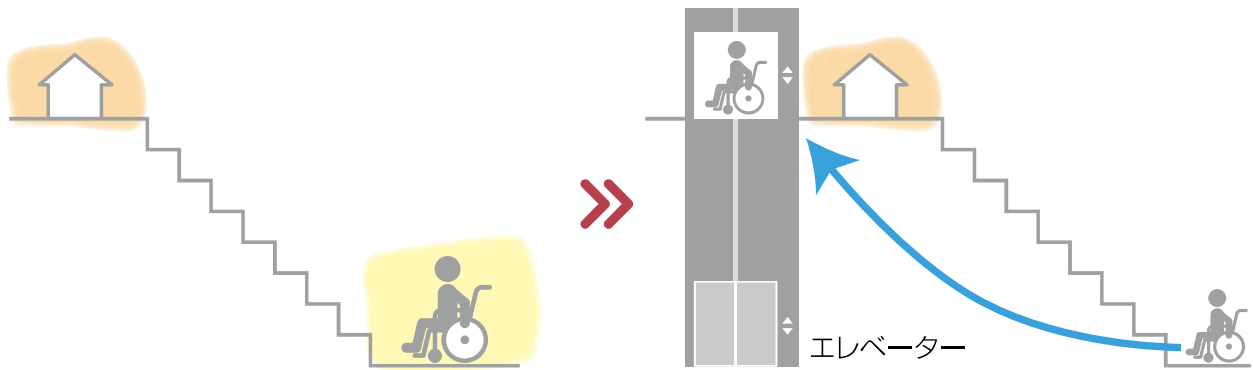


「障がい」の捉え方の変化

3. 社会モデル の考え方

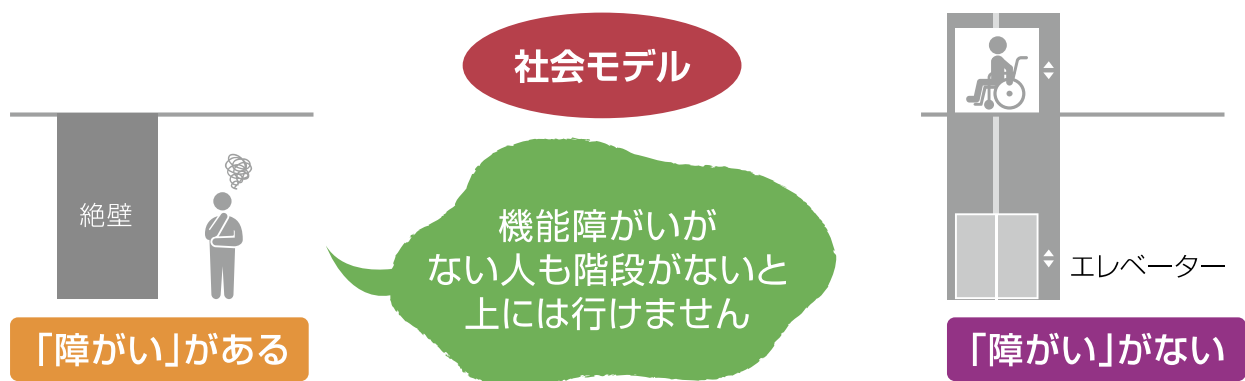
先ほどの絵で考えてみましょう。



車いすの人が、上の階に行こうとしたとき、階段しかなければ自力では行くことができません。しかし、そこに車いすで乗れるエレベーターがあれば、その問題は解決できます。

このように、「障がい」は、車いすの人にあるのではなく、エレベーターが設置されず、階段しかない環境にあるという社会こそが問題であるとする「社会モデル」へと変化してきました。段差がある、情報保障がない、偏見など社会のバリアこそが障がい者の社会参加を阻んでいるのです。それを解決するのは、社会全体の責任です。

しかし、今の社会は、そもそも機能障がいがない人が中心となって作られており、その人たちが生活しやすいように、例えば、高いところに上るために階段があるなど様々な変更や調整がすでにされています。



障害者基本法 第2条～「障がい者」とは～

「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、**障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。**」